

最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）の承認について

2025年12月16日
関西電力送配電株式会社

当社は、2025年11月21日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく電気料金の支援措置※の実施に関して、対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたことを踏まえ、以下の電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置の実施にあたり、最終保障供給約款以外の供給条件について、12月5日に経済産業大臣へ承認申請しました。

([2025年12月5日お知らせ済み](#))

本日、最終保障供給約款以外の供給条件について、承認を受けましたので、お知らせします。

○主な特別措置内容

1. 適用対象

最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

2026年1月使用分から2026年3月使用分まで

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さままで、検針日が毎月初日のお客さまは、2026年2月使用分から2026年4月使用分まで

3. 国が定める値引き単価

(1) 2026年1月使用分および2026年2月使用分

2. 30円／kWh (消費税等相当額を含む)

(2) 2026年3月使用分

0. 80円／kWh (消費税等相当額を含む)

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さままで、検針日が毎月初日のお客さまにおける(1)については、2026年2月使用分および2026年3月使用分、(2)については、2026年4月使用分。

4. 値引き方法

適用期間における1月ごとの燃料費調整単価について、国が定める値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

5. お客様へのお知らせ方法

2026年2月分料金以降の毎月の請求書および当社ホームページ
(<https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3>)
において値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

- ※ 每月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援する対策です。
詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)をご覧ください。

以上

銀行振込でのお支払

ご請求金額

お支払期限日

請求明細

1 / 1 ページ

料金内訳名	金額	内容
---ご請求金額内訳---		
電力料 (最終保障電力 (高圧))	1,000,000	
消費税等相当額 (10%対象計)	10,000	
---ご契約情報---		
整理番号	01-10-1234567-000-01	
ご契約名義	送配電 太郎	
ご使用場所	大阪市北区中之島 3丁目6番16号	
---お問い合わせ先---		
担当事業所	大阪本店	
電話番号	06-XXXX-XXXX	

○○○○年○○月分 (○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日) の電気料金をご請求いたします。
(使用量○○○○ kWh、最大需要電力○○ kW、力率○○%) ご請求金額には、法律で定められた賠償負担金相当額 (13銭/kWh) 及び廃炉円滑化負担金相当額 (11銭/kWh) を含んでおります。燃料費調整単価には国による電気料金支援措置 (▲2円30銭/kWh) を含んでおります。